ЖЖ

働くあなたの公的年金＆保険

知っ得情報　NO.１２３　2011.11.01.

ЖЖ

■■■■■■■■■■■■■■目次■■■■■■■■■■■■■■

★保険＆年金基礎知識　～厚生年金保険料の上限が～
★トピックス ～産前産後の期間も保険料免除に～

**■■■■■■■■■■■■■■

高額となるから大変ということだと思います。
ご存じのように、社会保険料は、会社と本人の折半です。
標準報酬月額を大幅に引き上げた場合ですが、
保険料が高額となれば、本人だけでなく、会社の負担も大変ということです。
年金が老後の生活のすべてをカバーしてくれるなら、ともかくとして、
・受給開始年齢がどこまで引き上げられるのか？
・その受給開始年齢まで、生存していられるのか？
・受給開始年齢まで年金制度が存続しているのか？
・会社も本人も負担に耐えられるか？
企業や高額所得者からの反発が大いに予想されます。
==========

★トピックス～産前産後の期間も保険料免除に～

保険料上限が提案されるなかで、ちょっぴり嬉しい案も
検討されるようになりました。

育児休業中の保険料は免除されていましたが、
その免除期間を産前・産後期間まで拡大しようという案です。
産前・産後休業は労働基準法第65条に定められており、
産前は、本人から請求があれば、産後は請求がなくても
休業させなければならないのが基本です。
その期間の収入補償は、健康保険から出産手当金が
報酬の約2/3が支給されますが、強行法規である基準法が就労を
禁止しているにもかかわらず保険料が免除されないという矛盾。
少子高齢化の中で、次世代育成が強く望まれている現在、
この改正は速やかに行うべきだと思います。

==========

～～～～～～編集後記～～～～～～～

先日、友人に家電量販店に連れて行ってもらい
冷蔵庫を購入しました。

真っ赤なかわいい冷蔵庫です。

今までの冷蔵庫はだいぶガタが来ており（30年間使用）
冷凍庫のアイスクリームがソフトクリーム状態に
なっておりました。

よし！これからは、ガッチガチのアイスが食べられるぞ！
と思ったら、もう冬ですね。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

****

年金についてのご相談なら
西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士＆年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F　N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com
WEBサイトhttp://www.nishio-sr.com
＊このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。＊
****

――
働くあなたの公的年金＆保険知っ得情報
発行システム:『まぐまぐ！』http://www.mag2.com
配信中止はこちら』http://www.mag2.com/m/0000180112.html
――